

倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会（第1回）

日時 平成22年9月24日（金）14時～15時30分
場所 倉吉市役所大会議室（本庁舎3階）

次 第

- 1 開会
- 2 倉吉市長あいさつ
- 3 委嘱状の交付及び委員の紹介
- 4 会長及び副会長の選任
- 5 定住自立圏構想の概要について
- 6 定住自立圏共生ビジョンの策定について
- 7 その他
- 8 閉会

[配布資料]

- 別紙 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会 委員名簿
- 資料1 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱
- 資料2 鳥取県中部の定住自立圏について
- 資料3 定住自立圏共生ビジョンの策定について
- 資料4 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会部会設置要領（案）
- 参考資料1 定住自立圏の形成に関する協定書（倉吉市－琴浦町）
- 参考資料2 日向圏域定住自立圏共生ビジョン（宮崎県日向市）

(別紙)

倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会 委員名簿

(順不同・敬称略)

区分	所属名	職名	氏名	備考
政策分野に関する者 (第3条第2項第1号委員)	社団法人鳥取県中部医師会	会長	池田 宣之	
政策分野に関する者 (第3条第2項第1号委員)	鳥取県介護支援専門員連絡協議会中部支部	副支部長	森本 勤子	
政策分野に関する者 (第3条第2項第1号委員)	倉吉市保育園長会 (ひかり保育園)	園長	村島 満	
政策分野に関する者 (第3条第2項第1号委員)	倉吉市学校教育審議会	会長	小谷 次雄	
政策分野に関する者 (第3条第2項第1号委員)	倉吉市体育協会	会長	桑本 圭二	
政策分野に関する者 (第3条第2項第1号委員)	とっとり梨の花温泉郷広域観光協議会	会長	岩崎 元孝	
政策分野に関する者 (第3条第2項第1号委員)	倉吉商工会議所	事務局長	山脇 誠	
政策分野に関する者 (第3条第2項第1号委員)	鳥取県中部地域公共交通協議会	委員	山下 昇	
政策分野に関する者 (第3条第2項第1号委員)	鳥取中央農業協同組合	参事	上本 武	
政策分野に関する者 (第3条第2項第1号委員)	特定非営利活動法人 養生の郷	理事	岸本 康子	
政策分野に関する者 (第3条第2項第1号委員)	田舎暮らしの応援団	代表	福井 恒美	
政策分野に関する者 (第3条第2項第1号委員)	一般社団法人鳥取県ケーブルテレビ協議会 (日本海ケーブルネットワーク(株)倉吉放送センター)	センター長	青木 雅彦	
圏域の住民の代表者 (第3条第2項第2号委員)	倉吉市	—	谷本 八郎	
圏域の住民の代表者 (第3条第2項第2号委員)	三朝町	—	米田 功	
圏域の住民の代表者 (第3条第2項第2号委員)	湯梨浜町	—	遠藤 公章	
圏域の住民の代表者 (第3条第2項第2号委員)	琴浦町	—	高塚 良平	
圏域の住民の代表者 (第3条第2項第2号委員)	北栄町	—	福井 利明	
市長が必要と認める者 (第3条第2項第3号委員)	鳥取短期大学	学長	山田 修平	

資料1

倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱

(設置)

第1条 定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付総行応第39号総務事務次官通知。以下「推進要綱」という。）第6に規定する定住自立圏共生ビジョン（以下「ビジョン」という。）を策定し、又は変更するに当たり、ビジョンの内容について民間、地域の関係者等の意見を幅広く反映するため、倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、ビジョンの策定又は変更のために必要な事項を検討する。

(組織)

第3条 懇談会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 推進要綱第5に規定された政策分野に関係する者
- (2) 圏域の住民の代表者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 懇談会に会長及び副会長をそれぞれ1名置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 懇談会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を懇談会の会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

4 懇談会の会議は、公開するものとする。ただし、会長が必要と認めるときは、懇談会に諮って非公開とすることができる。

(部会)

第7条 懇談会における検討を補助するため、懇談会に部会を置くことができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会の委員は、懇談会の会議に出席し、意見を述べるることができる。

(庶務)

第8条 懇談会の庶務は、倉吉市総合政策室において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後、最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、当該委嘱の日から平成24年3月31日までとする。

3 この要綱の施行後、最初に開催される懇談会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

資料2

鳥取県中部の定住自立圏について

～活力に充ちた光り輝く圏域の創造に向けて～

2010/9/24

鳥取県倉吉市総合政策室

<http://www.city.kurayoshi.lg.jp/p/gyousei/div/sogoseisaku/16/>

目次



- 1 「定住自立圏構想」と定住自立圏構想推進要綱について [3-13]
 - 2 鳥取県中部圏域の概要と将来人口の推計について [14-20]
 - 3 人口推計から想定される課題と定住自立圏形成協定の関係について [21-25]
 - 4 定住自立圏の形成に係る経過について [26-27]
- (参考資料) 定住自立圏と広域連合の関係について [28-32]

「定住自立圏構想」について (地方圏の厳しい現状)

(2005年→2035年)

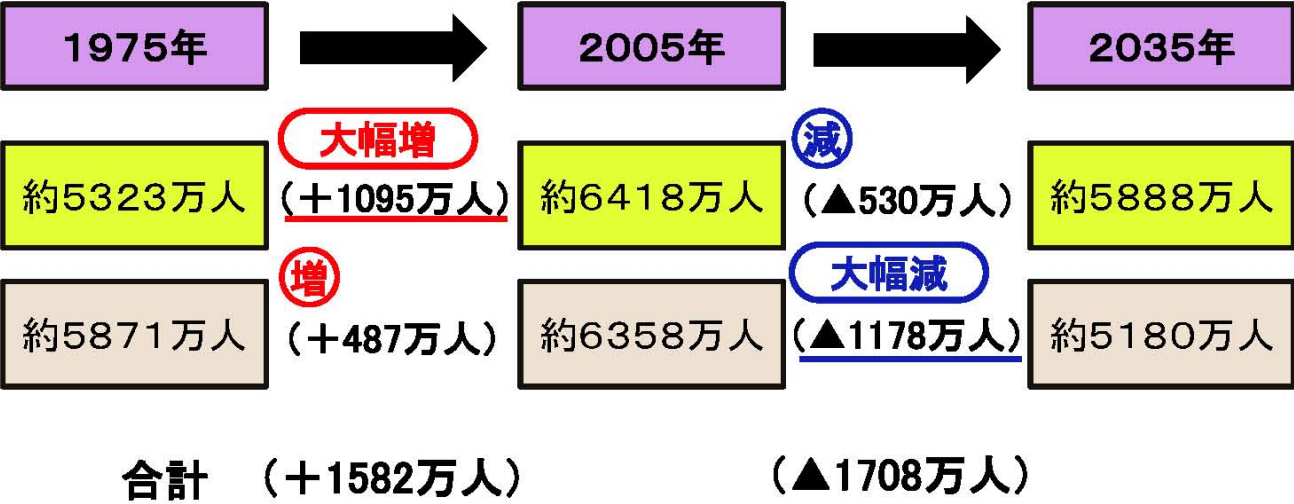
人口減少
少子高齢化

総人口は約13%減少見込み
(約12776万人→約11068万人)
年少人口は約40%減少見込み
(約1759万人→約1051万人)
高齢者人口は約45%増加見込み
(約2576万人→約3725万人)

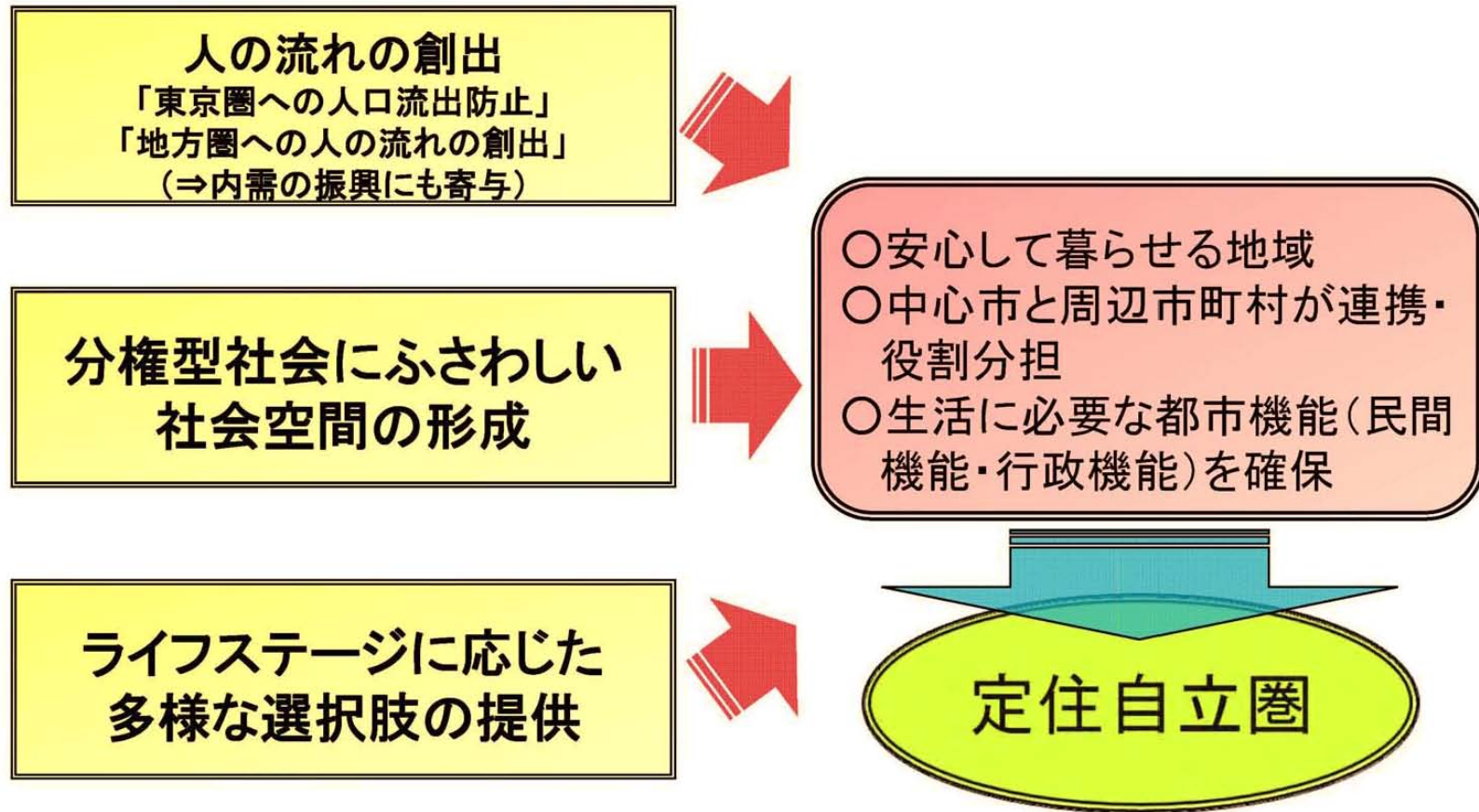
大都市圏への
人口偏在

三大都市圏

地方圏

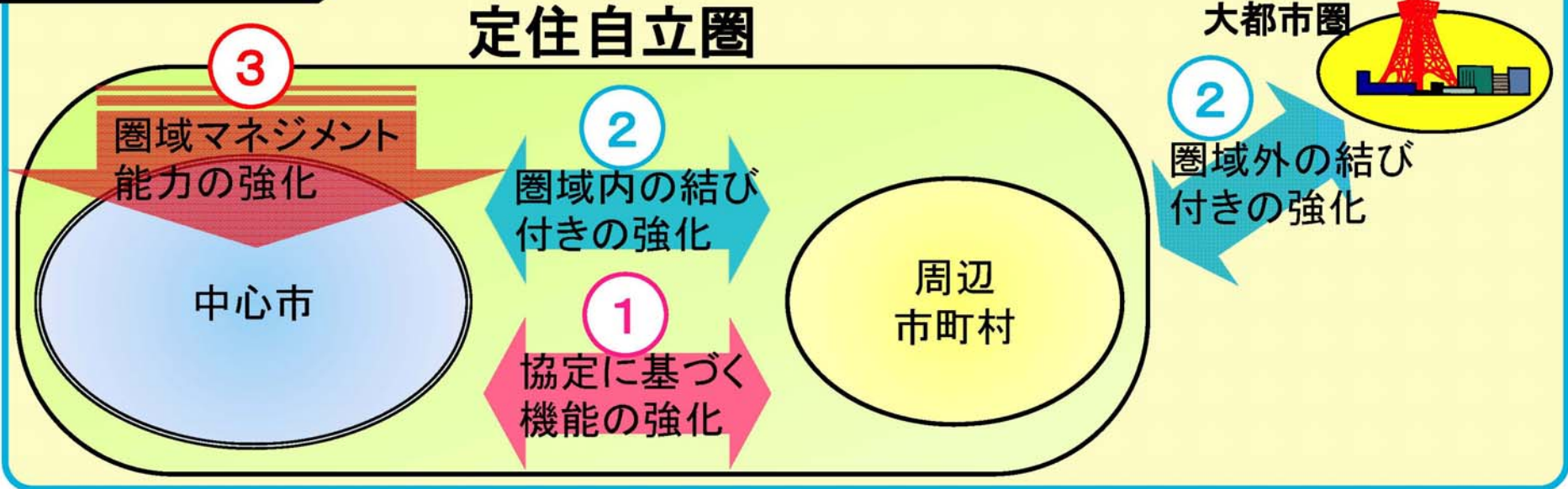


「定住自立圏構想」について(目指すべき方向)



「定住自立圏構想」について(基本的考え方)

3つの視点



新しい枠組みの構築

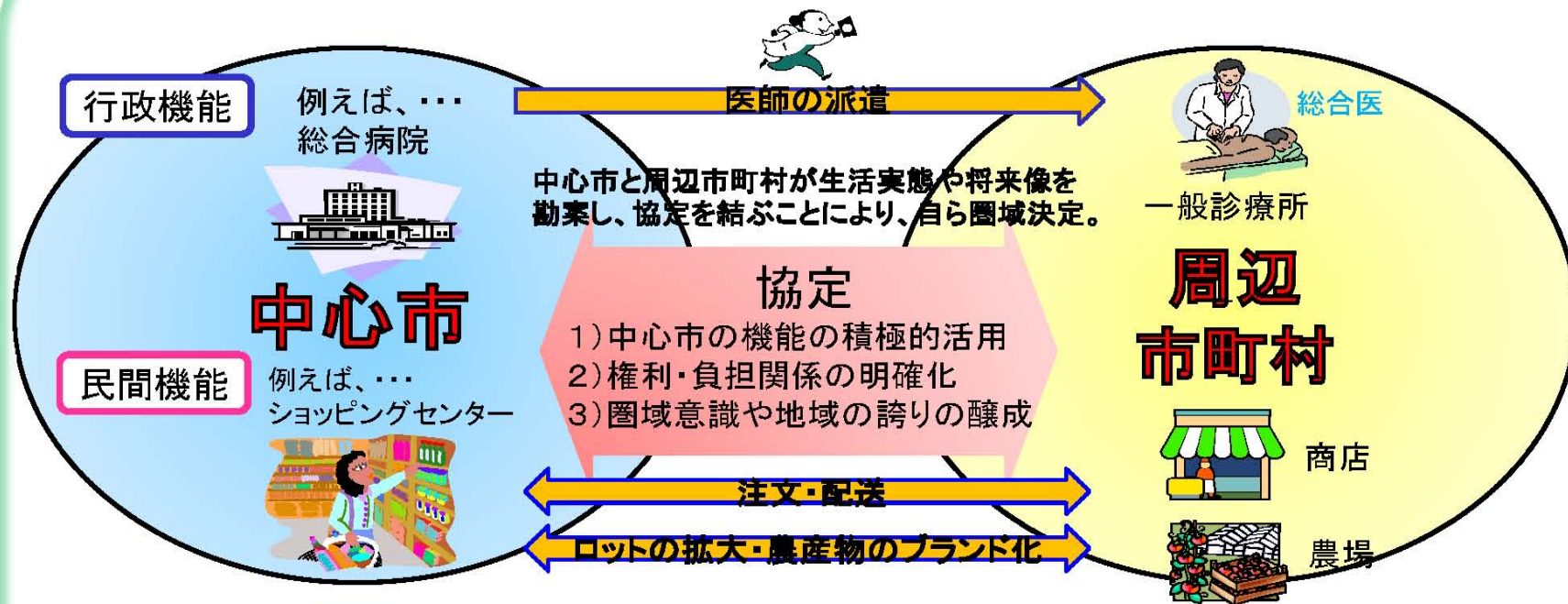
- 国・都道府県・市町村という枠組みの下ではこれまで困難とされてきた施策や権限移譲を特例的に行う。

人材の確保・育成

- 地域における人材の発掘、育成や、大都市圏から地方圏への人材環流を促す取り組み等を支援。

定住自立圏構想について(イメージ)

定住自立圏



地域の中心市が圏域の核

(●人口5万人以上「全国総人口の8割強をカバー」 ●昼夜間人口比率1以上)

定住自立圏構想推進要綱について(概要)



定住自立圏構想推進要綱について(中心市)

中心市は、生活に必要な都市機能について一定の集積があり、周辺市町村の住民もその機能を活用しているような、都市機能がスピルオーバーしている都市であることが必要。

このような観点から、中心市は下記の要件を満たす市とする。また、周辺市町村の意向に配慮しつつ、あらかじめ、地域全体のマネジメント等において中心的な役割を担う意思を「宣言」することとする。

中心市の要件 (全240市程度(試算中))

- ①人 口：5万人程度以上（少なくとも4万人超）
- ②昼夜間人口比率：1以上（合併市の場合は、人口最大の旧市の値が1以上も対象とする。）
- ③地域：・三大都市圏の都府県（*）の区域外の市
・三大都市圏の都府県（*）の区域内では、通勤通学者のうち、特別区又は指定都市に通勤通学する者の割合が、1割未満の市
* 埼玉、千葉、東京、神奈川、岐阜、愛知、三重、京都、大阪、兵庫、奈良

中心市宣言

地域全体における生活機能を確保し、魅力を向上させる上で、周辺市町村の意向に配慮しつつ、中心的な役割を担う意思を明示するため、「中心市宣言書」を作成し、公表する。

- ① 地域全体のマネジメント等において、中心的な役割を担うとともに、積極的に各種サービスを提供していく意思
 - ② 行政・民間分野に係る都市機能の集積状況
 - ③ 周辺市町村と連携することを想定する取組 等を中心市宣言書に記載
- 公表後、関係都道府県及び総務省に中心市宣言書の写しを送付。総務省は速やかに関係府省に写しを送付。

定住自立圏構想推進要綱について(定住自立圏形成協定)

人口定住のために必要な生活機能の確保に向けて、中心市宣言を行った中心市と周辺市町村が1対1で、「生活機能の強化」、「結びつきやネットワークの強化」、「圏域マネジメント能力の強化」の観点から連携する取組について、関係市町村の議会の議決を経て定める協定。

中心市と協定を締結する周辺市町村

中心市と近接し、経済、社会、文化又は住民生活等において密接な関係を有する市町村。
※通勤通学10%圏等の要素も考慮して、関係市町村において判断。

協定の期間・廃止

協定の期間は、連携を安定的に維持・拡大していく観点から、原則として、定めのないものとする。

ただし、一方の市町村から、議会の議決を経て協定の廃止を求める旨の通告があった場合は、一定期間の経過後に廃止。(この一定期間は、原則として2年間とし、あらかじめ当該協定に規定。)

協定の締結に係る留意事項及び協定の公表・送付

- ・中心市が属する都道府県と異なる都道府県に属する周辺市町村とも締結できる 等。
- ・協定の締結後、直ちに公表し、関係都道府県及び総務省に協定の写しを送付。
総務省は速やかに関係府省に写しを送付。

定住自立圏構想推進要綱について(定住自立圏形成協定)

協定で規定する取組

定住自立圏全体の活性化を通じて人口の定住を図るという観点から、様々な政策分野において具体的に連携を図っていくことを、協定に規定する。

その上で、特に連携する具体的事項については、地域の実情に応じて柔軟に定めるが、「集約とネットワーク」の考え方を基本として人口定住を図るために必要な生活機能を確保するという観点から、定住自立圏構想の3つの視点ごとに、各地域の具体的な取組を1つ以上規定する。

生活機能の強化

- a 医療
- b 福祉
- c 教育
- d 土地利用
- e 産業振興

結びつきやネットワークの強化

- a 地域公共交通
- b デジタル・ディバイドの解消
へ向けたICTインフラの整備
- c 道路等の交通インフラの整備
- d 地域の生産者・消費者等の
連携による地産地消
- e 地域内外の住民との交流・
移住促進
- f 上記のほか、結びつきや
ネットワークの強化に係る取組

圏域マネジメント能力の強化

- a 中心市等における人材の育成
- b 中心市等における外部からの行政及び民間人材の確保
- c 圏域内市町村の職員等の交流
- d 上記のほか、圏域マネジメント能力の強化に係る取組

定住自立圏構想推進要綱について(定住自立圏共生ビジョン)

中心市は、定住自立圏形成協定の締結により形成された定住自立圏全体を対象として、当該定住自立圏の将来像や、定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組を記載した「定住自立圏共生ビジョン」を策定し、公表する。

ビジョンに記載する主要事項及び期間

① 定住自立圏の将来像

当該定住自立圏における都市機能の集積状況等を示すとともに、定住自立圏全体で人口定住のために必要な生活機能を確保するため、自立のための経済基盤を培い、地域の活性化を図るという観点から、当該定住自立圏の将来像を提示。

② 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

将来像の実現に向けて、協定に基づき、関係市町村が連携して推進する取組を記載。(取組内容、スケジュール、関係する市町村、根拠となる協定等。)

③ ビジョンの期間

期間は、おおむね5年間とし、毎年度所要の変更を行う。

策定手続き等

① 関係者の意見を幅広く反映させるため、定住自立圏の取組に応じて、以下のような民間や地域の関係者を構成員とし、中心市が開催する「圏域共生ビジョン懇談会」における検討を経る。

- ・医療・福祉・教育・産業振興・地域公共交通等各分野の代表者
- ・大規模集客施設、病院等都市集積が生じている施設等の関係者 等

② ①における検討を経て、各周辺市町村と当該市町村に関連する部分について協議。

③ 策定後、公表。中心市は周辺市町村、関係都道府県及び総務省にビジョンの写しを送付。総務省は速やかに関係府省に写しを送付。

定住自立圏構想推進要綱について(助言及び支援・施行日)

都道府県による助言及び支援

- 都道府県内の市町村における定住自立圏に関する取組について、必要に応じて、広域の地方公共団体として、助言を行うとともに、支援を行うことが期待される。
特に、医療、産業振興、地域公共交通、インフラの整備等都道府県が担任する事務について、定住自立圏に関する取組と円滑に連携できるよう調整を図ることが期待される。
- 必要に応じて、総務省に情報提供を行うとともに意見交換を図る。

総務省による助言及び支援

- 中心市宣言書の作成等に関して事前に助言の求めがあった場合や、中心市宣言書、定住自立圏形成協定等又は定住自立圏共生ビジョンの写しの送付を受けた場合などには、必要に応じて、定住自立圏に関する取組について助言を行うとともに、国と関係地方公共団体間の連絡調整を行う。
- 中心市から送付を受けた定住自立圏形成協定等及び定住自立圏共生ビジョンに基づく中心市及び周辺市町村の取組を対象として、必要な支援を行う。
- 関係府省と連携し、国による支援について地方公共団体に分かりやすい形で情報提供を行う。

施行日

- 平成21年4月1日
ただし、先行実施団体及びその周辺市町村については、平成21年1月1日から取組を行うことができる。

鳥取県中部圏域の概要について



<圏域の概要>

項目	内容
構成	1市4町(倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町)
人口	113,177 人
世帯数	33,695 世帯
面積	780.61 km ²

<中心市の概要>

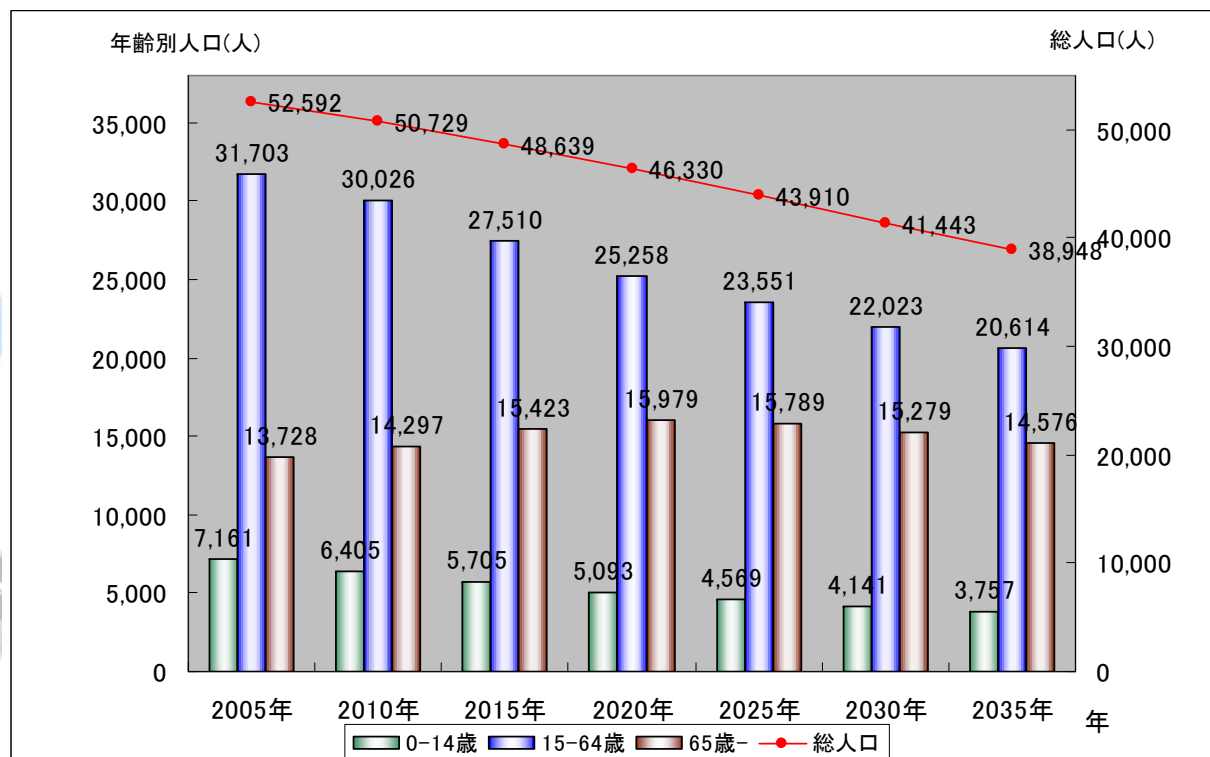
市町村	人口	面積	昼夜間人口比率
倉吉市	52,592 人	272.15 km ²	1.116

<周辺市町村の概要>

市町村	人口	面積	昼夜間人口比率
三朝町	7,509 人	233.46 km ²	0.896
湯梨浜町	17,525 人	77.95 km ²	0.799
琴浦町	19,499 人	139.90 km ²	0.965
北栄町	16,052 人	57.15 km ²	0.881
計	60, 585 人	508.46 km ²	

(平成17年国勢調査による)

将来人口の推計について(倉吉市)

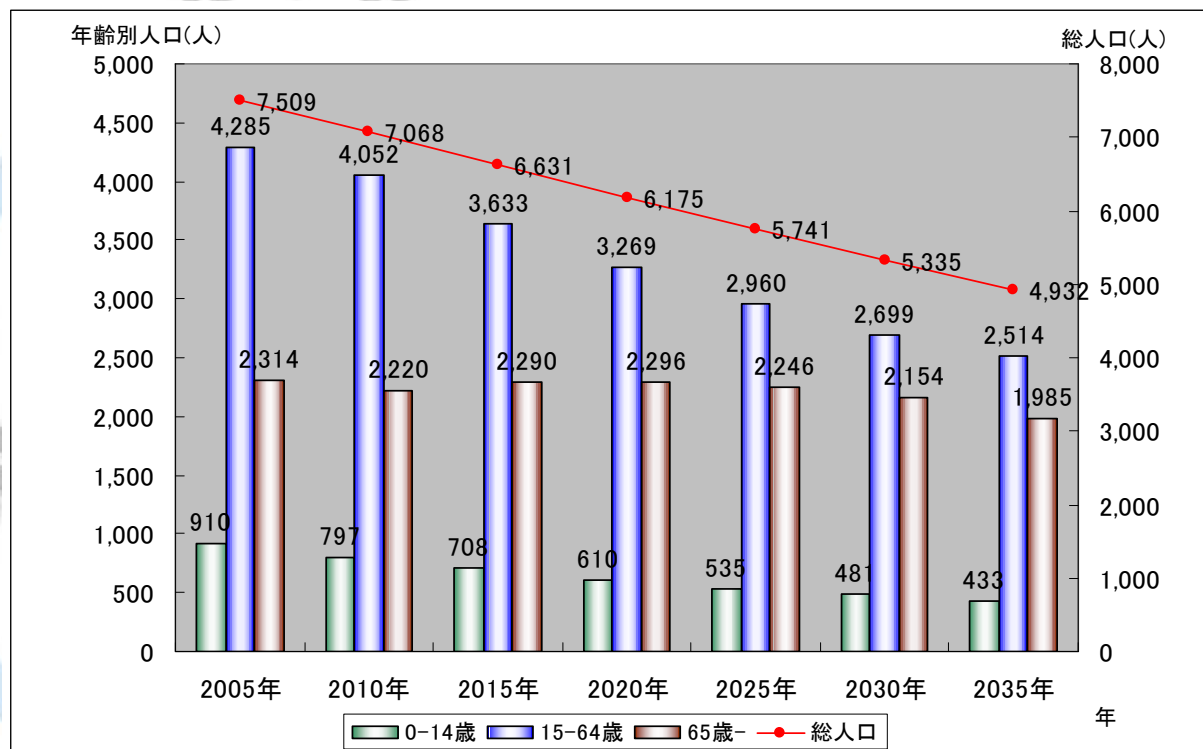


(備考)

「将来人口の推計について」は、平成20年12月に国立社会保障・人口問題研究所が発表した「日本の市区町村別将来推計人口(平成20年12月推計)について」のデータをグラフ化したものです。

- ≫ 年少人口 2005年(100%)→2035年(52.5% ↓)
- ≫ 生産年齢人口 2005年(100%)→2035年(65% ↓)
- ≫ 老年人口 2005年(100%)→2020年(116.4% ↑)→2035年(106.2% ↓)
- ≫ 75歳以上の人口 2005年(100%)→2035年(133% ↑)
- ≫ 総人口 2005年(100%)→2035年(74.1% ↓)

将来人口の推計について(三朝町)

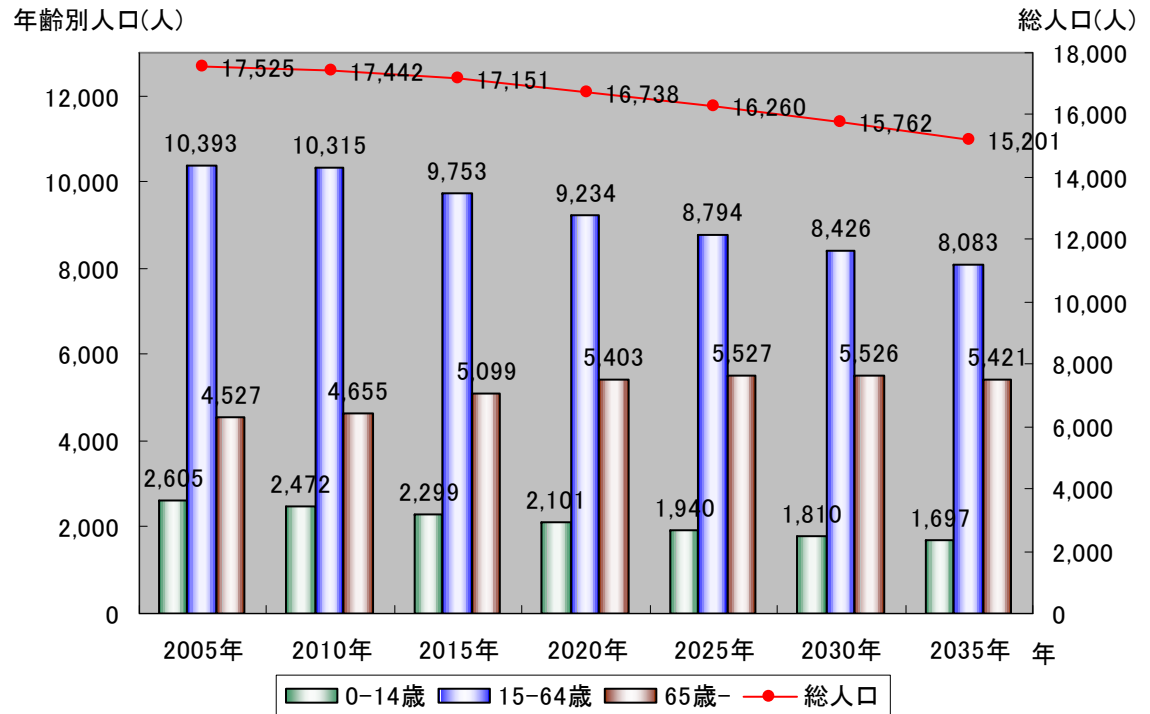


(備考)

「将来人口の推計について」は、平成20年12月に国立社会保障・人口問題研究所が発表した「日本の市区町村別将来推計人口(平成20年12月推計)について」のデータをグラフ化したものです。

- ≫ 年少人口 2005年(100%)→2035年(47.6% ↓)
- ≫ 生産年齢人口 2005年(100%)→2035年(58.7% ↓)
- ≫ 老年人口 2005年(100%)→2035年(85.8% ↓)
- ≫ 75歳以上の人口 2005年(100%)→2010年(111.5% ↑)→2035年(107.9% ↓)
- ≫ 総人口 2005年(100%)→2035年(65.7% ↓)

将来人口の推計について(湯梨浜町)

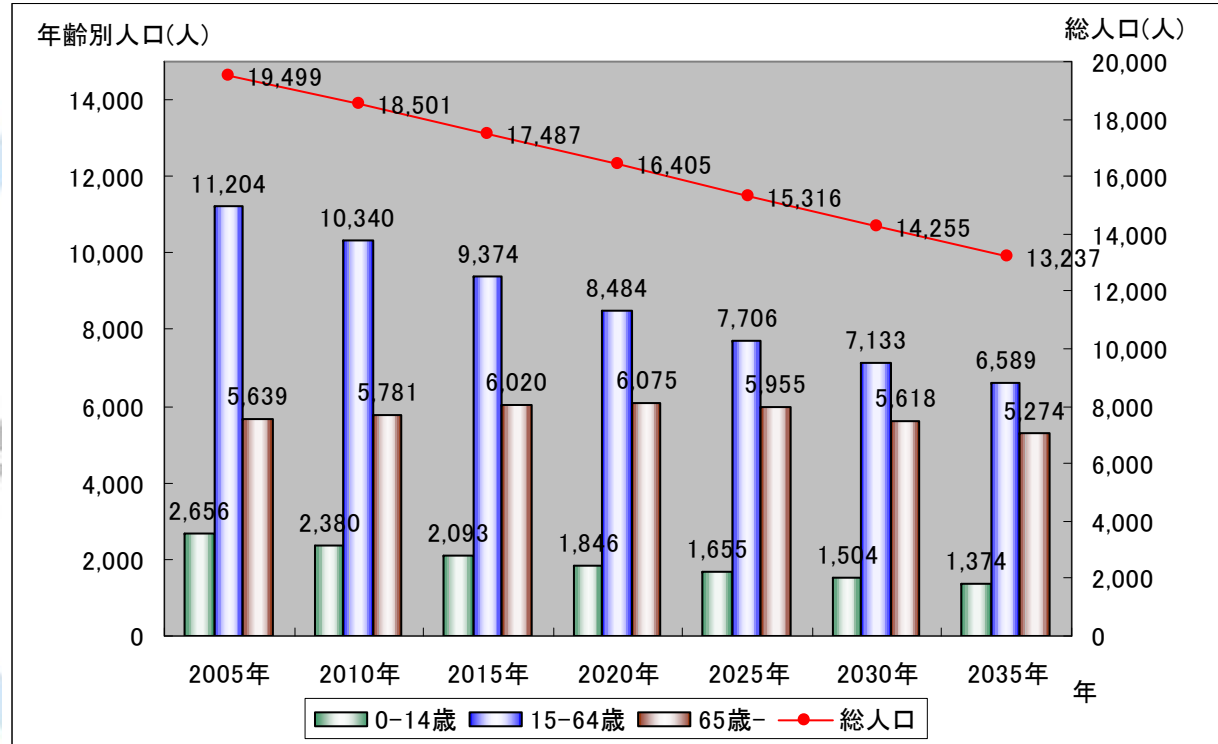


(備考)

「将来人口の推計について」は、平成20年12月に国立社会保障・人口問題研究所が発表した「日本の市区町村別将来推計人口(平成20年12月推計)について」のデータをグラフ化したものです。

- ≫ 年少人口 2005年(100%)→2035年(65.1% ↓)
- ≫ 生産年齢人口 2005年(100%)→2035年(77.8% ↓)
- ≫ 老年人口 2005年(100%)→2025年・2030年(122.1% ↑)→2035年(119.7% ↓)
- ≫ 75歳以上の人口 2005年(100%)→2035年(142.7% ↑)
- ≫ 総人口 2005年(100%)→2035年(86.7% ↓)

将来人口の推計について(琴浦町)

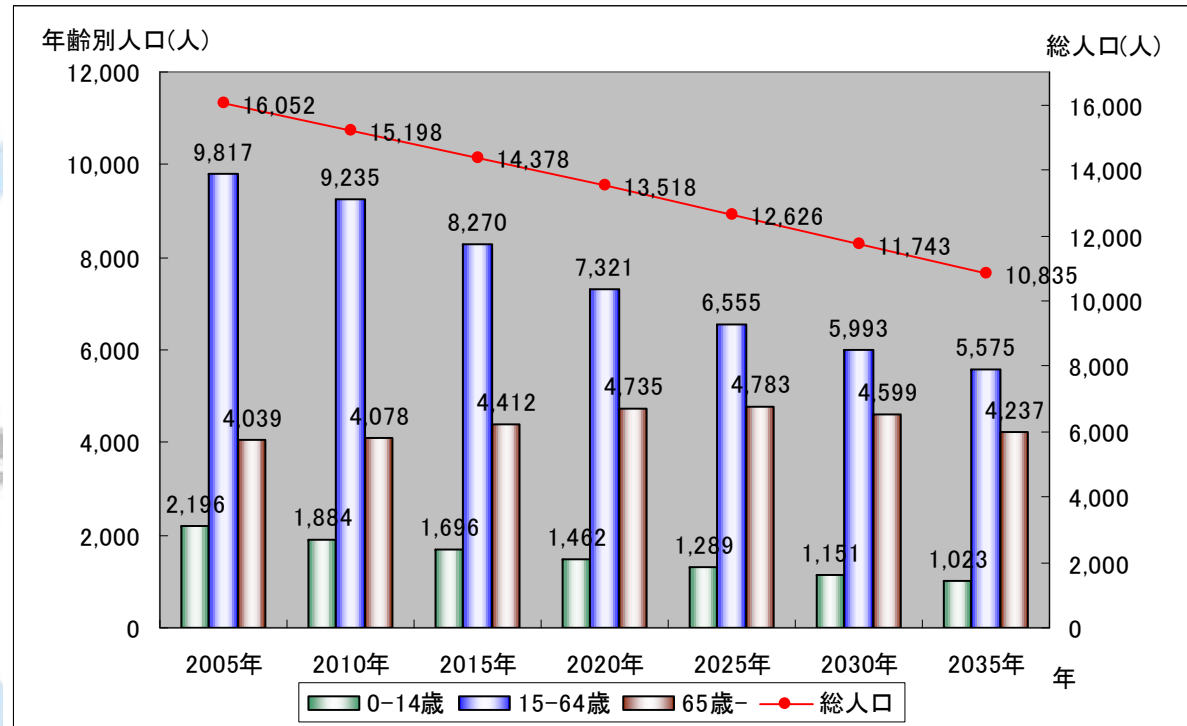


(備考)

「将来人口の推計について」は、平成20年12月に国立社会保障・人口問題研究所が発表した「日本の市区町村別将来推計人口(平成20年12月推計)について」のデータをグラフ化したものです。

- ≫ 年少人口 2005年(100%)→2035年(51.7%↓)
- ≫ 生産年齢人口 2005年(100%)→2035年(58.8%↓)
- ≫ 老年人口 2005年(100%)→2020年(107.7%↑)→2035年(93.5%↓)
- ≫ 75歳以上の人口 2005年(100%)→2030年(120.4%↑)→2035年(118%↓)
- ≫ 総人口 2005年(100%)→2035年(67.9%↓)

将来人口の推計について(北栄町)

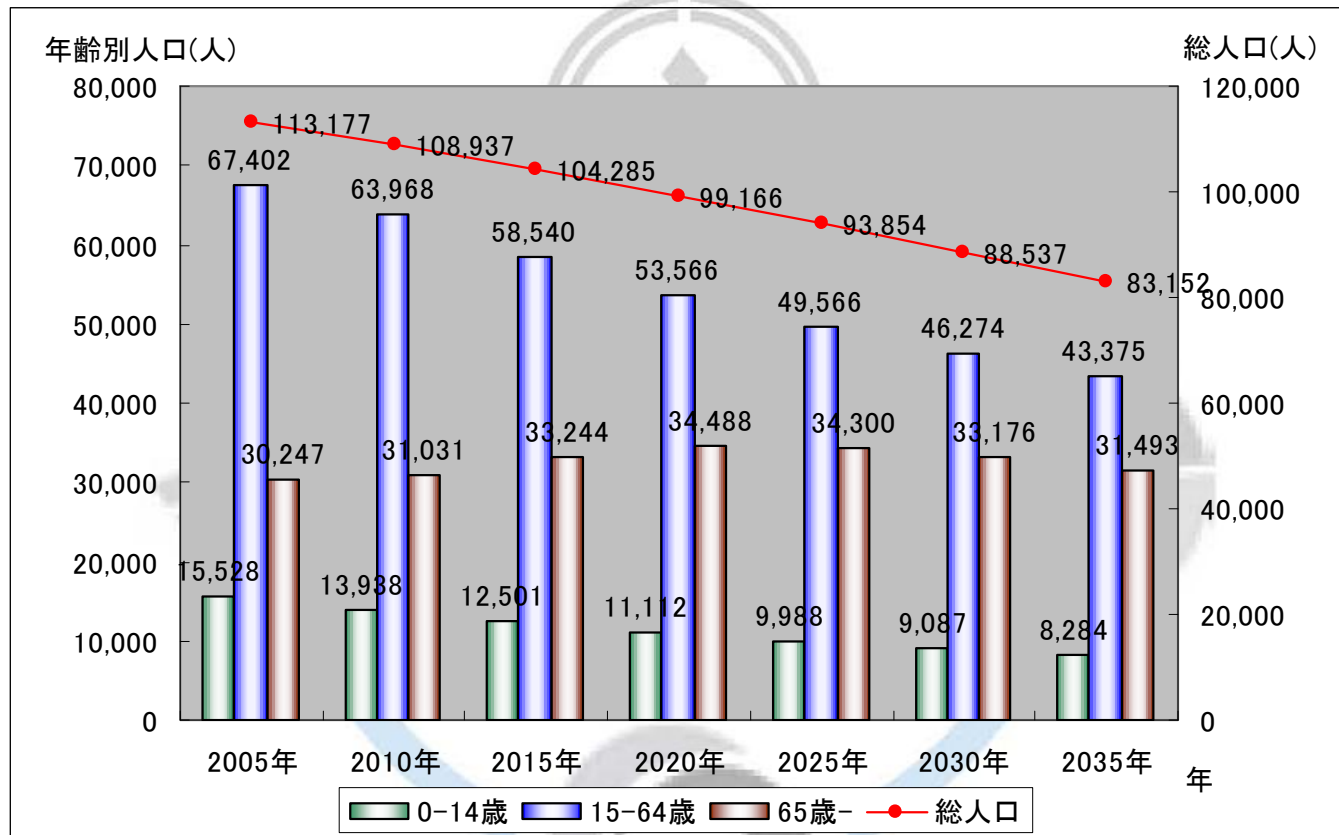


(備考)

「将来人口の推計について」は、平成20年12月に国立社会保障・人口問題研究所が発表した「日本の市区町村別将来推計人口(平成20年12月推計)について」のデータをグラフ化したものです。

- ≫ 年少人口 2005年(100%)→2035年(46.6%↓)
- ≫ 生産年齢人口 2005年(100%)→2035年(56.8%↓)
- ≫ 老年人口 2005年(100%)→2025年(118.4%↑)→2035年(104.9%↓)
- ≫ 75歳以上の人口 2005年(100%)→2035年(135%↑)
- ≫ 総人口 2005年(100%)→2035年(67.5%↓)

将来人口の推計について(中部圏域)

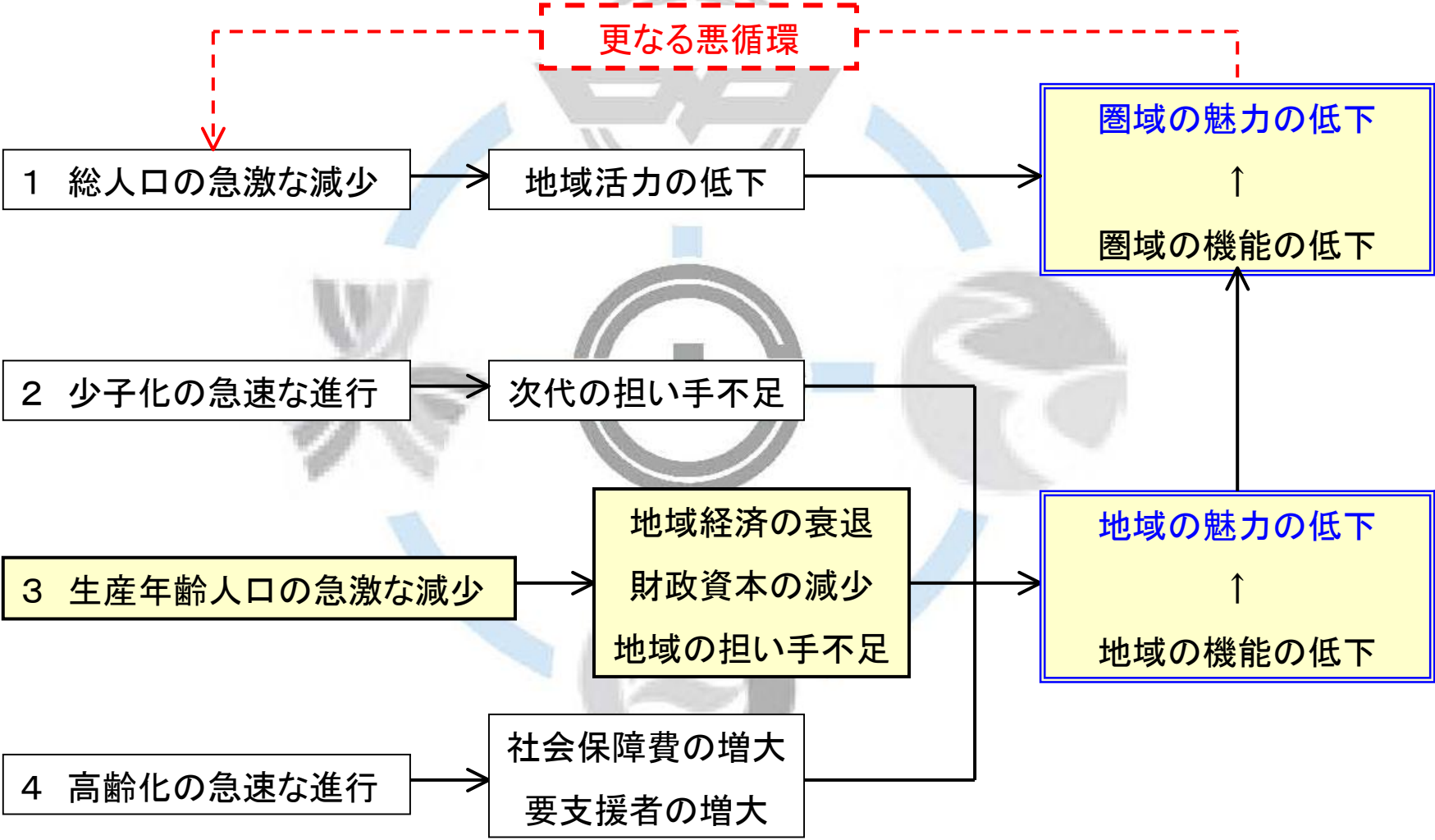


(備考)

「将来人口の推計について」は、平成20年12月に国立社会保障・人口問題研究所が発表した「日本の市区町村別将来推計人口(平成20年12月推計)について」のデータをグラフ化したものです。

- ≫ 年少人口 2005年(100%)→2035年(53.3%↓)
- ≫ 生産年齢人口 2005年(100%)→2035年(64.4%↓)
- ≫ 老年人口 2005年(100%)→2020年(114%↑)→2035年(104.1%↓)
- ≫ 75歳以上の人口 2005年(100%)→2030年(131.4%↑)→2035年(130%↓)
- ≫ 総人口 2005年(100%)→2035年(73.5%↓)

人口推計から想定される中部圏域の課題



特に生産年齢人口(特に若年層の人口)の確保が必要！

課題解決に向けた方向性

都市圏からの人口流入の創出
(中部圏域の魅力の向上)

①人口の確保＝定住の促進

中部圏域からの人口流出の防止
(中部圏域の都市・生活機能の向上)

定住(人口維持・増加)を促進するための施策

人口減少社会の到来
(効率的な社会システムの確立)

②持続可能な圏域社会の構築

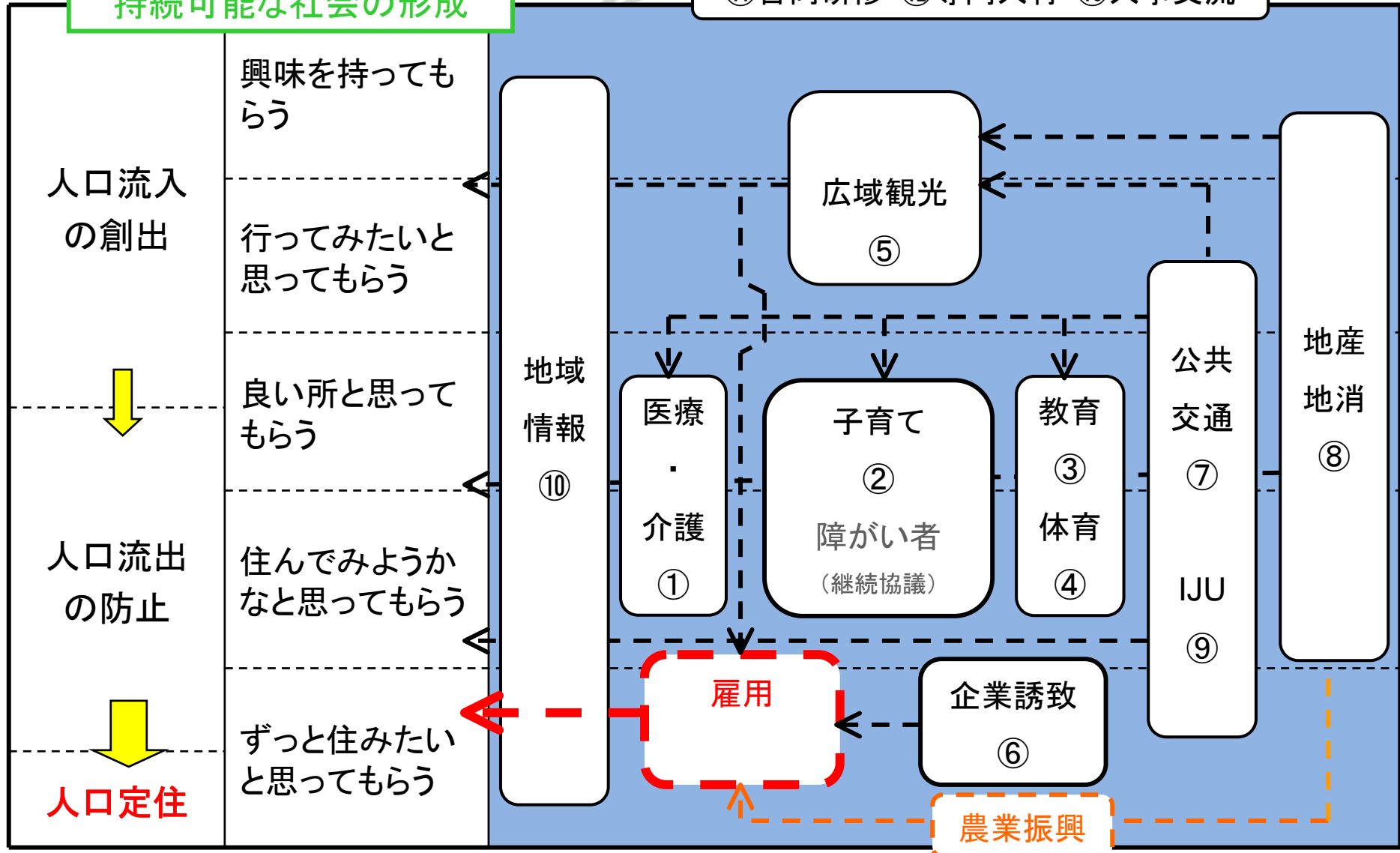
少子・高齢化の進行
(最低限必要な生活機能の維持)

人口減少、少子・高齢化社会に対応するための施策

課題解決の方向性と協定項目の関係

持続可能な社会の形成

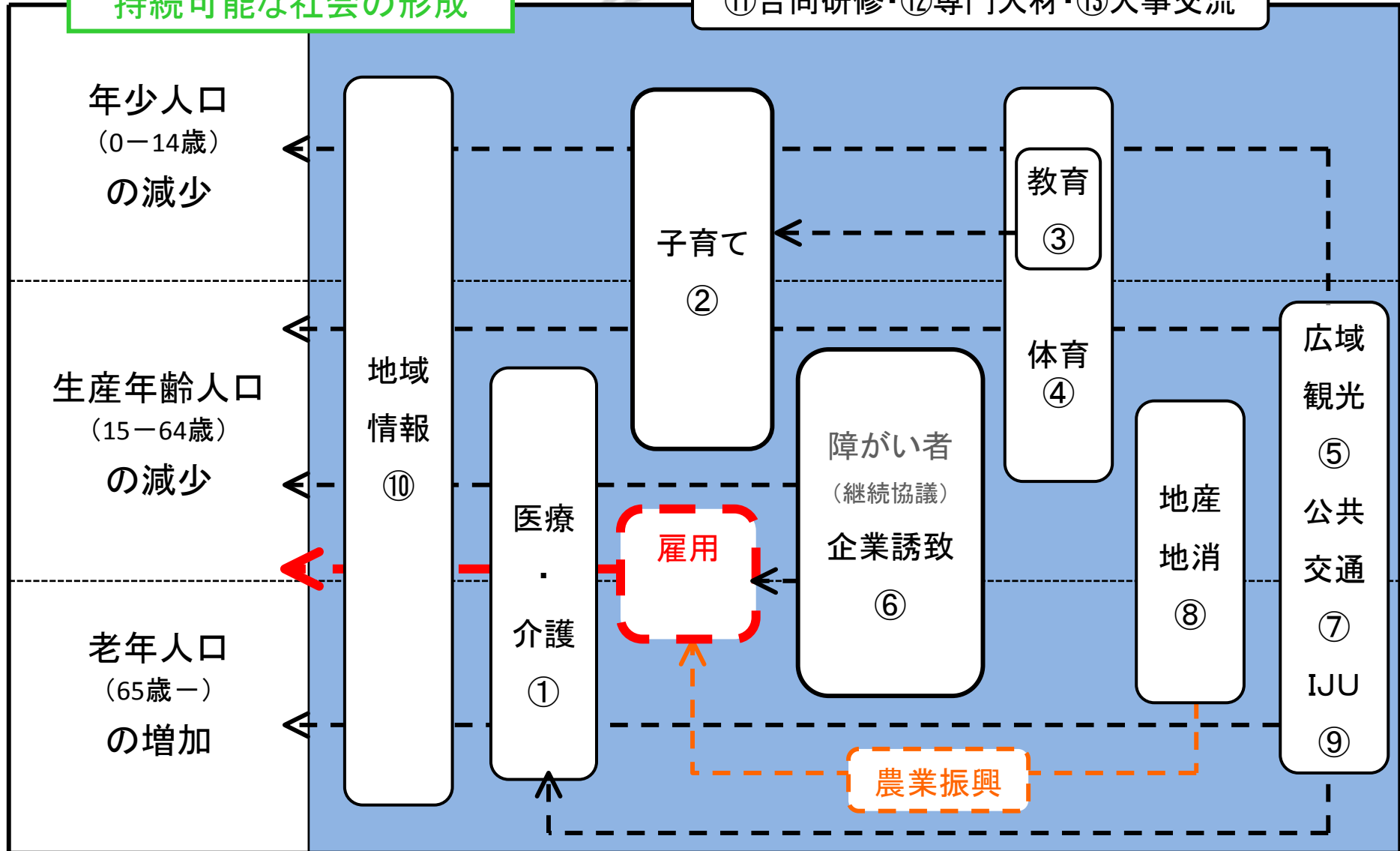
⑪合同研修・⑫専門人材・⑬人事交流



課題解決の方向性と協定項目の関係

持続可能な社会の形成

⑪合同研修・⑫専門人材・⑬人事交流



年少人口
(0-14歳)
の減少

生産年齢人口
(15-64歳)
の減少

老年人口
(65歳-)
の増加

地域
情報
⑩

医療
・
介護
①

雇用

子育て
②

障がい者
(継続協議)
企業誘致
⑥

教育
③

体育
④

地産
地消
⑧

広域
観光
⑤
公共
交通
⑦
IJU
⑨

農業振興

中部圏域の定住自立圏形成協定について

○協定の目的(概要)

目的

この協定は、甲（倉吉市）と乙（三朝町、湯梨浜町、琴浦町及び北栄町）との間において、甲及び乙が相互に役割を分担し、連携して、定住に必要な都市機能及び生活機能を確保するとともに、それぞれが保有する自然環境、農産物、歴史等の地域資源を有機的に連携し、有効に活用して、圏域全体の魅力を向上し、圏域の活性化を図ることにより、圏域における定住を促進し、持続可能な社会を構築するため、定住自立圏を形成することに関して必要な事項を定めることを目的とする。

○協定に基づき連携する取組の分野及び内容(概要)

(1) 生活機能の強化に係る政策分野

ア 福祉

- ①認知症に係る支援体制の整備
(認知症の診断システムの構築 等)
- ②子育て支援体制の整備及び充実
(病児保育等の特別保育の実施 等)

イ 教育

- ③鳥取中部子ども支援センターの維持及び教育相談体制の充実
(不登校児童等に対する相談体制の整備)

- ④体育施設の機能の維持及び強化
(倉吉市宮陸上競技場の改修 等)

ウ 産業振興

- ⑤広域観光体制の充実及び強化による広域観光の推進
(梨の花温泉郷に対する支援の充実 等)
- ⑥企業誘致の推進
(関西事務所の連携 等)

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

ア 地域公共交通

- ⑦公共交通に係る効率的な運行体系の確立

(地域公共交通総合連携計画の策定)

イ 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消

- ⑧地産地消の推進

(地産地消の関係者同士のネットワークの構築 等)

ウ 地域内外の住民との交流・移住促進

- ⑨空き屋バンクの連携等による移住の促進

(移住施策の連携 等)

エ その他結びつきやネットワークの強化に係る連携

- ⑩広報活動の連携による広域的な情報提供

(CATV番組の相互放送等の働きかけ 等)

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

ア 人材の育成

- ⑪合同研修会の開催

イ 外部からの人材の確保

- ⑫専門人材の確保及び活用

ウ 圏域内市町の職員等の交流

- ⑬人事交流の実施

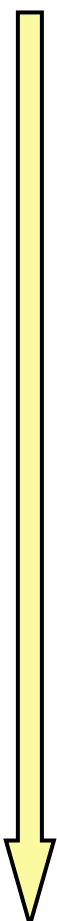
※⑪～⑬は、左記の①～⑩までの取組に必要なマネジメント能力の強化のために行う。

※周辺市町村により、協定内容は異なることに留意
※参照:参考資料1 定住自立圏形成協定書

定住自立圏の形成に係る経過について

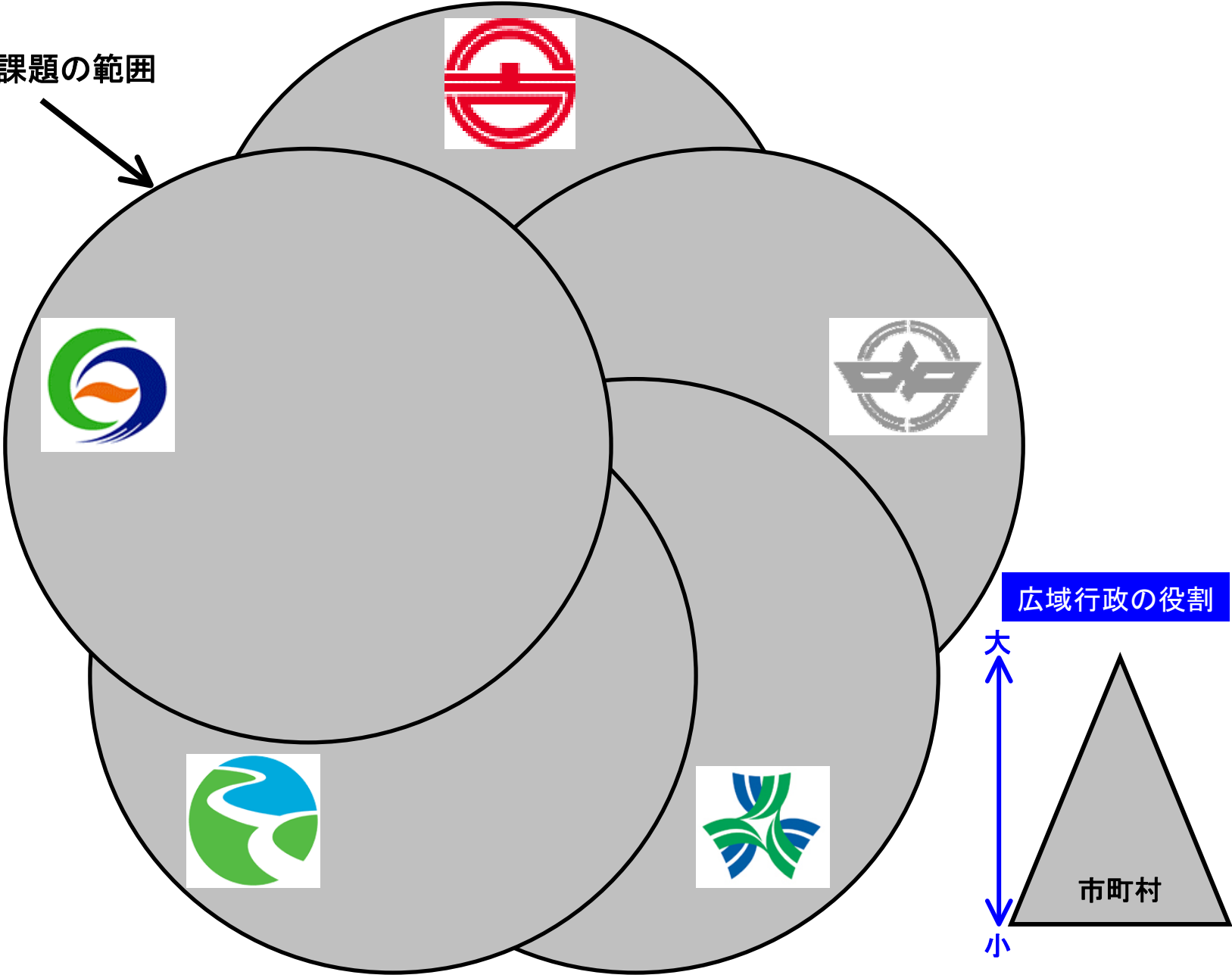
時期	主な経過等の内容
平成20年12月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定住自立圏構想の「継続協議団体」に指定される。(倉吉市) ○ 国(総務省)が定住自立圏構想推進要綱を制定する。
平成21年1月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定住自立圏構想の「先行実施団体」に指定される。(倉吉市) <p>【条件】平成21年度中の定住自立圏形成協定の締結を目指すこと。</p>
平成21年3月9日	<div style="border: 1px solid black; background-color: #ffffcc; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">① 中心市宣言の実施(倉吉市)</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「定住自立圏構想」ワーキンググループの開催[開催状況:延べ40回・241人参加] ・ 「定住自立圏構想」主管課長会議の開催[開催状況:計7回] ・ 「定住自立圏構想」副市長・副町長会議の開催[開催状況:計2回] ・ 「定住自立圏構想」推進会議の開催[開催状況:計3回] <p>【協定項目の決定:47項目→14項目→13項目】</p>
平成21年12月 平成22年3月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「定住自立圏協定書(案)」に係るパブリックコメント ・ 各市町議会で協定締結議案の可決
平成22年3月31日	<div style="border: 1px solid black; background-color: #ffffcc; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">② 定住自立圏形成協定の締結(倉吉市・三朝町・湯梨浜町・琴浦町・北栄町)</div>

定住自立圏の形成に係る経過について

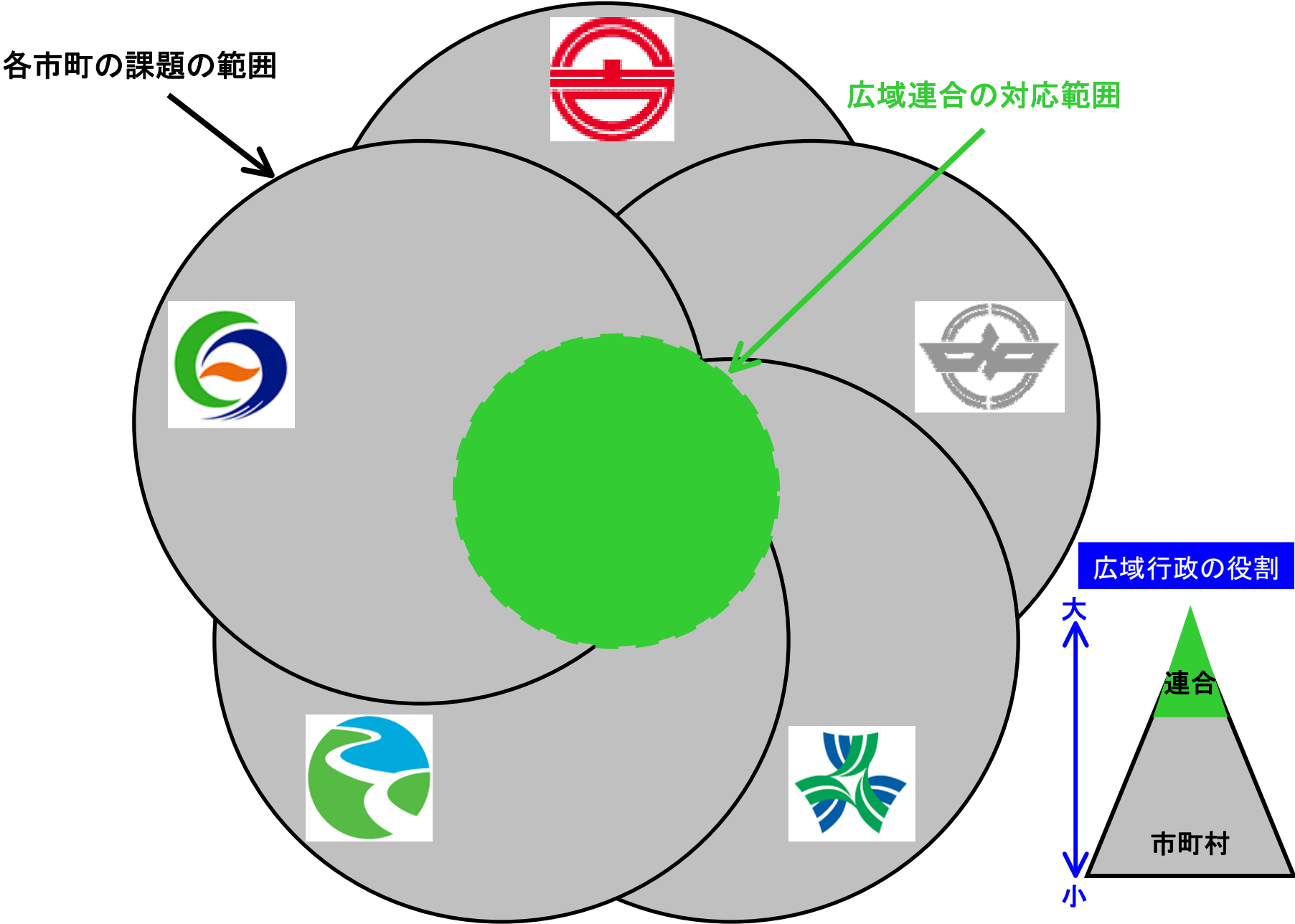
時期	主な経過等の内容
平成22年4月	 <ul style="list-style-type: none">○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱の施行・ 「定住自立圏」主管課長会議の開催[開催状況:計2回]・ 定住自立圏共生ビジョン(素案)の作成に係る協議の実施[開催状況:随時]● 地域再生マネージャー短期派遣事業による地域診断の実施(ふるさと財団)○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会の委員公募の実施○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会の公募委員の選考○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会の委員推薦及び就任承諾の依頼○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会の委員の決定● 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会(第1回)の開催
平成22年5月	
平成22年6月	
平成22年7月	
平成22年8月	
平成22年9月	

(参考資料) 定住自立圏と広域連合との関係について(イメージ図)

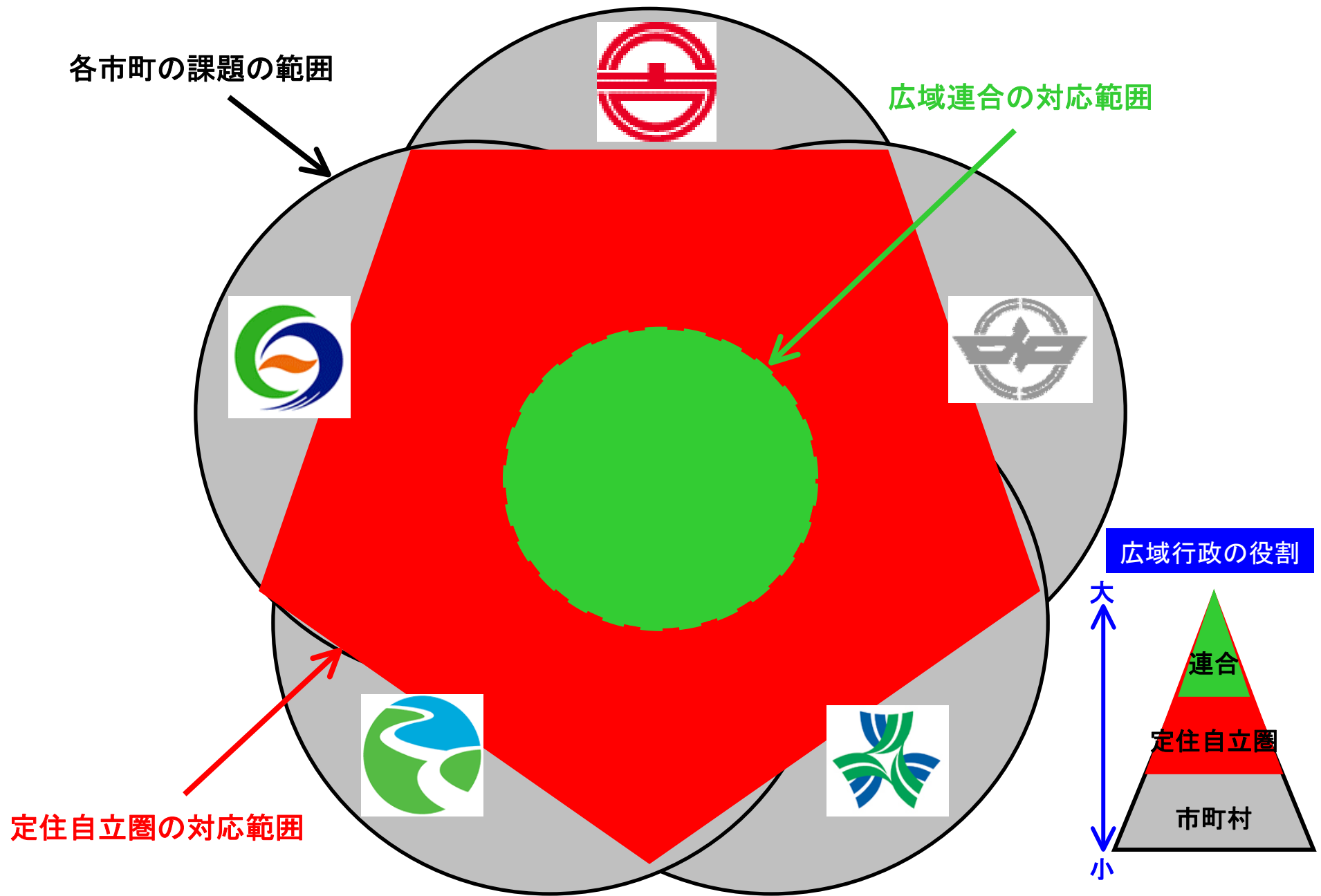
各市町の課題の範囲



(参考資料) 定住自立圏と広域連合との関係について(イメージ図)



(参考資料) 定住自立圏と広域連合との関係について(イメージ図)

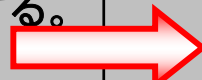


(参考資料) 定住自立圏と広域連合との関係について

区分	定住自立圏	広域連合
広域行政の主体	普通地方公共団体	特別地方公共団体
広域行政の特徴	<p>○中心市と周辺市町村が各自治体の議会の議決を経て、1対1で協定を締結することにより連携する。</p> <p>また、自己の意思に基づき、一方的に協定を廃止することができる。</p> <p>○協定及びビジョンに規定した役割分担に基づき、その事務を処理する。</p> <p>○事業執行は、事務の委託、協議会の設置、民事上の契約など事業の特徴に応じて、執行方法を選択する。</p>	<p>○構成市町村が協議により規約を定め、都道府県知事の許可を得て設置する。</p> <p>○広域連合及び構成市町村は、広域計画に基づいて、その事務を処理する。</p> <p>○広域連合の長は、構成市町村の事務の処理が広域計画の実施に支障のあるおそれがあると認めるときは、議会の議決を経て、構成市町村に対して、必要な措置を勧告することができる。</p>
事業実施、意思決定の過程	<p>①中心市宣言(議決不要)</p> <p>②定住自立圏形成協定(議決必要)</p> <p>③定住自立圏共生ビジョン(議決不要)</p>	<p>①広域連合規約(議決・知事許可必要)</p> <p>②広域計画(議決必要)</p>
広域行政に係る事務処理の権限	市町村に権限あり	<p>広域連合に権限あり</p> <p>(広域連合で処理することとなった事務は、構成市町村から承継される。=構成市町村の権限停止)</p>

(参考資料) 定住自立圏と広域連合との関係について

区分	定住自立圏	広域連合
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ○圏域行政に構成自治体の個々の意思・特徴を反映しやすい。 ○意思決定の過程が簡素で迅速に対応できる。 ○定住自立圏の取組に関して、国からの財政的な支援がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○圏域行政を一体的かつ効率的に展開できる。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ○圏域行政の一体性を確保しにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○意思決定の過程が複雑で迅速に対応できない。 ○独立性が保障されており、構成自治体の個々の意思・特徴を反映しにくい。
定住自立圏と広域連合との関係の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○各市町が保有する機能を連携、活用する事業を実施する。 ○広域連合が行う事業を支援し、又は補完する事業を実施する。 ○広域連合では対応しづらい各市町の個別課題に対する事業を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○圏域を一体的かつ画一的に取り扱う事業(行政サービス中心)はもちろんのこと、原則として、広域的な事業は、広域連合が主体的に行う。



圏域の一体性が醸成された場合は事務事業を承継する。

2 定住自立圏共生ビジョンの策定方法について

中部圏域の広域行政の役割を主体的に担う「鳥取中部ふるさと広域連合」の広域計画との調整を図りつつ、次のような体系で策定する。

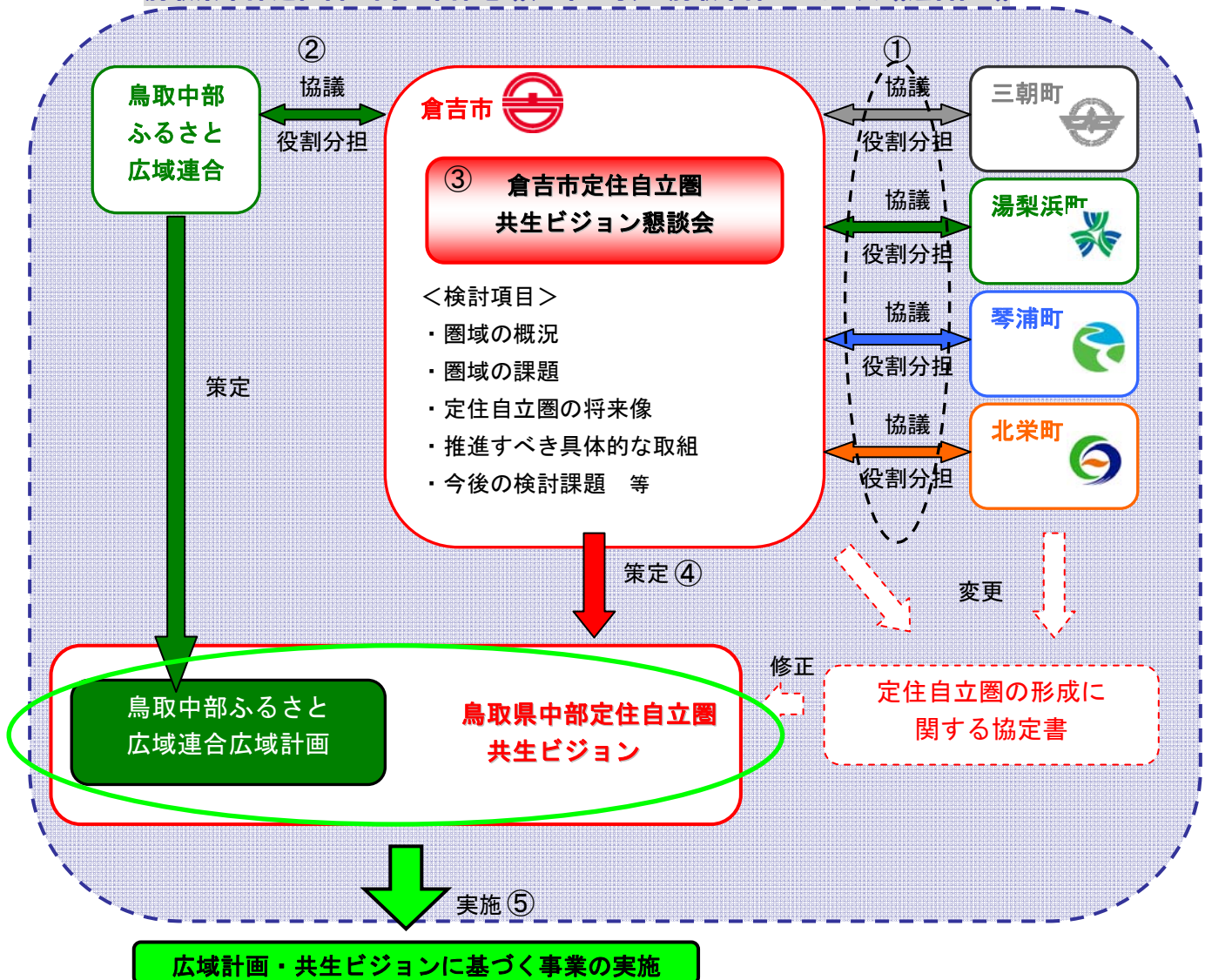
定住自立圏共生ビジョンの策定の流れ

- ① 1市4町で定住自立圏共生ビジョンの内容の検討及び協議を行う。(役割分担の確認等)
- ② 定住自立圏共生ビジョンと鳥取中部ふるさと広域連合広域計画の内容の調整及び協議を行う。
⇒ (役割分担を行い、二重行政を防止する。)
- ③ 定住自立圏共生ビジョンの内容を検討する。
- ④ パブリックコメント等を経て、定住自立圏共生ビジョンを策定する。
- ⑤ 定住自立圏共生ビジョンに基づく事業を実施する。

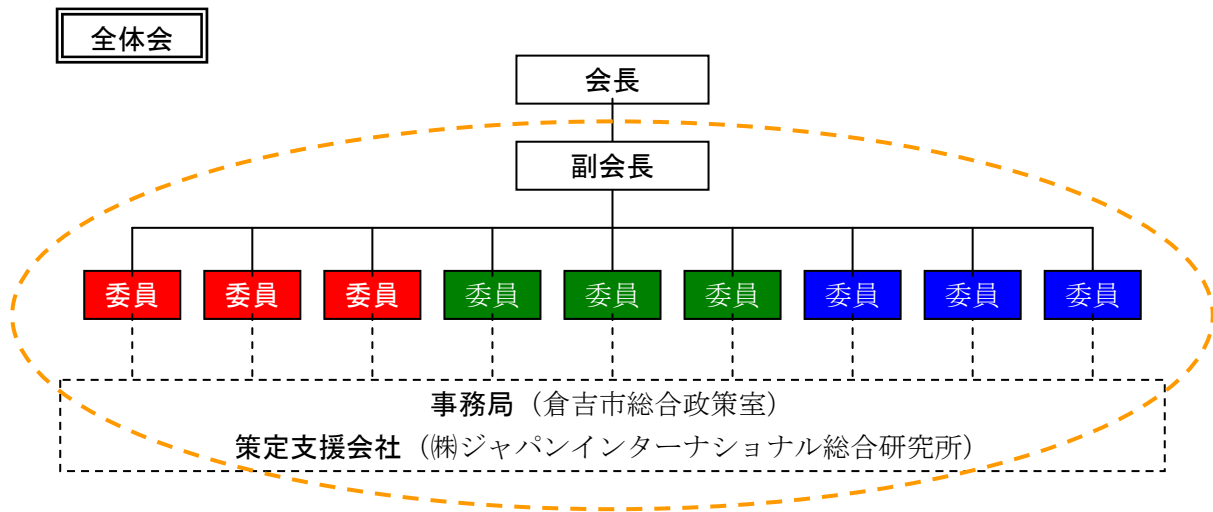
※①～③は、それぞれの進捗状況を確認しつつ、同時に作業を進めていく。

<ビジョンの策定の体系と位置付け>

鳥取県中部定住自立圏=中部地域(1市4町)=鳥取中部ふるさと広域連合区域



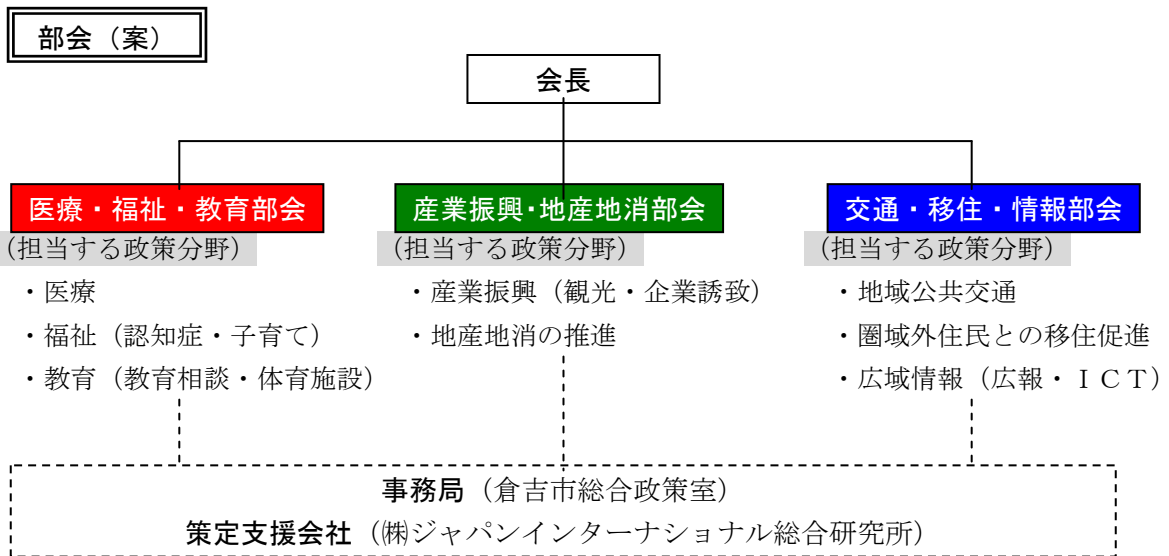
3 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会の運営体制について



懇談会の検討を補助するため



3つの部会を設置する



[別添資料：資料4]

倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会部会設置要領（案）

4 定住自立圏共生ビジョンの策定スケジュール（目標）について

(1) 全体スケジュール

実施項目	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
① 1市4町の協議 (役割分担等の協議)	 (素案作成(事務レベル)→再確認→副首長協議→首長協議→最終協議)							
② 広域連合との協議 (広域計画との調整)	 (事務局協議→広域計画との調整)							
③ 共生ビジョン懇談会 (共生ビジョンの検討)	 (全体会→部会→全体会)							
③ 共生ビジョン懇談会 (策定支援業務の実施)	 (ビジョン策定支援) (報告書等の作成)							
④ パブリックコメント (共生ビジョン案)								
④ 共生ビジョンの策定	 (策定)							

※上記のスケジュールは、鳥取中部ふるさと広域連合広域計画の策定状況等を踏まえて調整していく。

※上記の○の番号は、2ページ目の体系図中の番号に合わせている。

(2) 定住自立圏共生ビジョン懇談会の検討スケジュール（予定）

① 第1回（9月24日）【全体会】

- 定住自立圏構想等の概要説明
- 懇談会の運営方法、検討スケジュール等の決定

※ [] は、1ページ目の記載項目を表している。

② 第2回（11月上旬）【部会】

- 都市機能の集積状況、地域資源等の基礎データの確認 [1-(3)関連]
- 圏域の概況の検討、整理 [1-(3)関連]
(圏域の課題と可能性の検討)

③ 第3回（11月下旬）【部会】

- 圏域の課題と可能性の検討、整理 [1-(4)関連]
- 圏域における将来像の方向性の検討 [1-(5)関連]
- 協定に基づく具体的な取組の確認 [1-(7)関連]
(圏域における将来像及び将来像を表現するキャッチフレーズの検討)

④ 第4回（12月中・下旬）【全体会】

- 圏域における将来像の検討、整理 [1-(5)関連]
- 定住自立圏共生ビジョン（素案）の確認 [1-(1)～(9)関連]

⑤ 第5回（2月上旬）【全体会】

- パブリックコメントを踏まえた定住自立圏共生ビジョン（案）の確認
- 今後の懇談会の運営方法及び今後の検討課題の整理

資料4

倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会部会設置要領（案）

（設置）

第1条 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会（以下「懇談会」という。）における検討を補助するため、倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱（平成22年3月31日倉吉市長決裁）第7条の規定に基づき、懇談会に医療・福祉・教育部会、産業振興・地産地消部会及び交通・移住・情報部会（以下「部会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 部会は、定住自立圏共生ビジョン（以下「ビジョン」という。）の策定のために必要な事項を検討する。

（組織）

第3条 部会は、懇談会の委員のうちから、懇談会の会長（以下「会長」という。）が指名した委員（以下「部員」という。）で組織する。

2 部会に、部会長及び副部会長を置き、部員の互選によってこれを定める。

3 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 部会は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

2 部会は、部会長が必要と認めるときは、関係者に出席を求め、又は他の方法で意見及び説明を聴くことができる。

（庶務）

第5条 部会の庶務は、倉吉市総合政策室において処理する。

（その他）

第6条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成22年9月24日から施行する。

（この要領の失効）

2 この要領は、ビジョンの策定の日限り、その効力を失う。